

第2節

日本の国際協力
（開発協力と地球規模課題への取組）

1 開発協力

(1) 開発協力大綱と日本のODA実績

日本が1954年に政府開発援助（ODA）¹を開始してから65年以上が経過した。ODAを含む日本の開発協力政策は、長きにわたり国際社会の平和と安定及び繁栄、ひいては日本自身の国益の確保に大きく貢献してきた。

近年、開発途上国が直面する開発課題が多様化・複雑化し、開発におけるODA以外の資金・活動の役割が増大するなど、開発を取り巻く状況が変化していることを受け、2015年2月には、それまでのODA大綱に代わる「開発協力大綱」が閣議決定された。開発協力大綱では、日本が開発協力の長い歴史の中で培ってきた哲学を踏まえ、更にそれを発展させていくべきとの観点から、(1)非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、(2)人間の安全保障の推進、(3)自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針としている。これらの基本方針の下、

(1)「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、(2)普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、(3)地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築を重点課題として、開発協力を推進することとされている。

このような開発協力大綱の下で進められた日本のODA²実績（2020年実績）は、「贈与相当額計上方式」³によると、対前年比4.3%増の約162億6,025万米ドルとなった。これはDACメンバーの中では、米国、ドイツ、英国に次いで第4位である（日本以外の国については2020年暫定値を使用）。この計上方式での対国民総所得（GNI）比は0.31%となり、DACメンバー中第13位となっている（日本以外の国については2020年暫定値を使用）。

(2) 2021年の開発協力

開発協力大綱を根幹としつつ、戦略的かつ効果的な開発協力を推進するため、2021年、日本は、以下アからエを中心に取り組んだ。

1 ODA：Official Development Assistance 日本の国際協力については、『開発協力白書 日本の国際協力』参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

2 日本のODAの主な形態としては、二国間の資金贈与である無償資金協力、開発途上地域の開発のための貸付けである有償資金協力、技術協力、国際機関への拠出・出資などがあるが、このうち一番大きな額を占めるのが有償資金協力である。有償資金協力による貸付けは、通常、金利分と共に返済が行われている。

3 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、有償資金協力について、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。従来のOECD/DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の有償資金協力がより正確に評価される計上方式といえる（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf>）。



ア 新型コロナウイルス感染症対策

第一に、2021年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対処が引き続き国際社会にとっての大きな課題であり、国際社会と連携して国境を越えたグローバルな危機への対応に当たった。具体的には、医療体制が脆弱な開発途上国において、中長期的な観点から強靱な医療・保健システムを構築すべく、二国間援助や国際機関を通じた保健・医療関連機材の供与やワクチン関連支援、保健・医療分野における能力強化のための技術協力などを、かつてないスピードで実施してきている。とりわけワクチンに関しては、6月にCOVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）を共催し、共同議長として国際社会の更なる連帯とコミットメントを呼びかけた結果、資金調達目標を大きく超える額の確保を達成した。さらに、開発途上国における経済活動の維持・活性化に貢献するため、2年間で最大7,000億円の緊急支援円借款の供与を実施しており、これらの支援はこれまで各国から高く評価されている。

引き続き、現下の新型コロナ危機を克服するためのワクチン・治療薬・診断に関する支援を行うとともに、将来の健康危機に備えて開発途上国の保健・医療システムを強化し、水・衛生分野も含めた幅広い分野で健康安全保障のための支援を行っていく。

イ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

第二に、世界の活力の中核であるインド太平洋地域に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」を実現すべく、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務持続可能性の確保のための公的債務・リスク管理研修の実施や債務管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船艇や沿岸監視レーダー機材の供与、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた重要な基礎であるとともに、新型コロナの感染拡大からの復興に際しても特に必要となる。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実施していくことが重要である。

ウ 地球規模課題への取組

第三に、日本は、人間の安全保障の考え方の下、新型コロナ対策を含め、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を始めとした地球規模課題への取組を進めている。引き続き、保健、食料、栄養、女性、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における開発協力を積極的に進めていく。その際、国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化しようとする「人道と開発と平和の連携」の考え方に基づいて、難民支援を含む人道支援、平和構築・国造り支援を推進していく。

エ 日本経済を後押しする外交努力

第四に、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。2020年12月に決定された「インフラシステム海外展開戦略2025」や、2021年7月に決定された「成長戦略フォローアップ」でも日本企業の海外展開を一層推進すべく、ODAを戦略的に活用していくことが求められている。

具体的には、日本の優れた技術を開発途上国の開発に活用するため、官民連携型の公共事業への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を推進するとともに、貿易円滑化や債務持続性の確保といった、質の高いインフラ投資に資する技術協力を推進していく。

また、中小企業を含む民間企業及び地方自治体の海外展開のため、JICAの民間連携事業による開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの調査・実証や製品・機材などの認知度の向上に係る支援を通じて継続的な需要創出を図るとともに、地方を含む中堅・中小建設業界などの海外展開支援を推進していく。さらに、人材育成を通じて、ビジネス環境整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢献していく。

(3) 国際協力事業関係者の安全対策

2020年3月、新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの国際協力事業関係者が一時帰国したが、JICA関係者については同年7月中旬以降、条件の整った国から渡航再開を順次進め、2022年3月時点でのJICA関係者の海外滞在者数は一時帰国前と比べて7割程度（JICA海外協力隊を除く。）まで回復した。

今後も、新型コロナウイルスの感染防止に係る国際協力事業関係者の安全対策を十分に講じるとともに、テロへの対策としてこれまで実施してきた「国際協力事業安全対策会議」最終報告（2016年8月）に基づく取組も行いながら、国際協力事業に係る安全対策を一層強化していく。

(4) 主な地域への取組

ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、同地域と密接な関係にある日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

中でも、ASEANは「自由で開かれたインド太平洋」実現の要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の一層の推進を支援するとともに、域内の連結性強化や産業基盤整備のための質の高いインフラ整備及び産業人材育成支援を重視している。東・東南アジア地域は多くの日本企業が進出し、在留邦人の数も多いことから新型コロナ対策支援を集中的に行った。具体的には、11か国に対し、総額約380



UNICEF連携「ラスト・ワン・マイル支援」引渡し式
(11月、フィリピン)

億円の保健・医療関連機材などの無償供与及び技術協力を通じた保健・医療システム強化への支援を実施しているほか、経済的影響を踏まえ、5か国に対し総額約2,200億円の新型コロナ対策財政支援円借款を供与した。また、新型コロナを受けたASEAN支援の一環として日本が全面的に支援するASEAN感染症対策センターの稼働に向けて、ASEAN各国の公衆衛生担当者に対する研修も行っている。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて海上法執行能力構築支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援についても着実に実施している。2020年11月の日・ASEAN首脳会議では「AOIP協力についての日・ASEAN首脳会議共同声明」を採択し、「インド太平洋に関するASEANアウトミック（AOIP）」が「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済などに沿った日・ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。2019年に署名された日・ASEAN技術協力協定に基づき、2021年は、感染症対策のほか、物流、海洋ごみ、犯罪者処遇などに関する研修を実施した。

ミャンマーについては、2月のクーデター発生後の人道状況悪化を受けて、国際機関を通じ

た、ミャンマー国民への直接の人道支援（食料、医療用品など）を実施してきている。

メコン地域では、日・メコン協力の指針である「東京戦略2018」に基づく協力が着実に進展した。8月の日・メコン外相会議では、茂木外務大臣から、メコン地域に対して日本がこれまでに実施してきた約560万回のワクチン供与、約7.5億円分のコールド・チェーン支援、酸素濃縮器供与といった新型コロナ対策支援について紹介し、今後もメコン諸国が新型コロナとの闘いに打ち勝つための支援を行っていくと述べた。メコン地域はインド太平洋地域の中核に位置しており、日本は、日・メコン協力の枠組みを通じて、引き続きメコン諸国の発展に貢献していく。

中国については、1979年に開始した対中ODAは既に2018年度に新規案件の採択が終了し、2022年3月には全ての事業が終了する。

イ 南西アジア

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要であるとともに、インドを始め今後の経済成長や膨大なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有している。一方、同地域は、インフラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱えており、日本は、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、課題の克服に向けた様々な支援を行っている。新型コロナの世界的な流行は、社会的かつ経済的に脆弱性を抱え医療体制が未整備である南西アジア地域にも大きな影響を及ぼした。日本は南西アジア諸国の新型コロナ対策として、3か国に対し総額1,600億円の財政支援円借款を供与し、7か国に対し総額86億円以上の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、6か国に対し約25億円のコールド・チェーン整備支援を実施している。加えて、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援などを実施している。

南西アジアの中でも巨大な人口を抱えるイン



日本から調達されたダッカ都市交通鉄道（MRT）6号線車両。日本と Bangladesh の国旗がモチーフとなっている（11月16日、Bangladesh シュ・ダッカ）

ドに対し、日本は、連結性の強化と産業競争力の強化に資する電力や運輸を始めとする経済社会インフラ整備の支援として、高速鉄道や複数の都市における地下鉄建設、インド北東部における道路建設などの支援を実施している。これに加えて、持続的で包摂的な成長への支援として、植林などを通じた森林セクターの支援や、感染症対策を含む医療体制の強化のための保健セクター支援などを実施している。Bangladesh では、「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」構想の下、Bangladesh 国内及び地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の改善に寄与する支援を行っている。また、同国内では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州から大規模な避難民が流入し、避難が長期化していることにより、避難民キャンプでの人道状況が悪化するとともに、周辺のコミュニティの生活環境にも深刻な影響が及んでいる。この状況を受け、日本は、国際機関及びNGOを通じて、水・衛生、保健・医療、食料安全保障、生計支援などの分野で支援を実施している。

ロ 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（経済的な権利が及ぶ水域（EEZ））を持ち、日本にとって海上輸送の要と

なる地域であるとともに、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な発展を後押しするための支援を実施している。

7月にテレビ会議方式で開催された第9回太平洋・島サミット（PALM9）では、(1) 新型コロナウイルスへの対応と回復、(2) 法の支配に基づく持続可能な海洋、(3) 気候変動・防災、(4) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、(5) 人的交流・人材育成の五つの重点分野を中心に議論を行い、5,500名以上の人的交流・人材育成などを含むコミットメントを発表するとともに、日本が太平洋島嶼国と共に取り組んでいく今後3年間の具体的取組を「PALM9首脳宣言」の附属文書である「共同行動計画」にとりまとめた。共同行動計画においては、五つの重点分野における具体的な取組として、ワクチンの供与・管理・接種支援、医療施設の整備及び高度医療機器の供与のほか、港湾・空港などの質の高いインフラ整備を始め、違法・無報告・無規制（IUU）漁業、防災、海洋プラスチックごみ対策にも資する廃棄物管理、気候変動対策といった分野の協力などの支援を実施していくことが盛り込まれた。太平洋島嶼国からは、PALMがこれまで果たしてきた役割に対する高い評価とともに、PALM8における日本のコミットメントの実現及び五つの重点分野に関する日本の新たなコミットメントに対して謝意が表明された。

2022年1月15日に発生した火山噴火及び津波による被害を受けたトンガ王国に対して、人道的観点及び同国との友好関係に鑑み、国際協力機構（JICA）を通じた緊急援助物資の供与に加え、その輸送のために国際緊急援助隊



日本の支援で建設されたポートビラ港ラベタシ国際多目的埠頭（バヌアツ）



緊急援助物資を積みトンガに到着した自衛隊輸送機を出迎えたファカヴァメイリク・トンガ首相らの様子（2022年1月22日、トンガ）

（自衛隊部隊）を派遣した。さらに、約244万米ドルの緊急無償資金協力を実施している。

■ 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約213万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、約5兆米ドル規模の域内総生産を有する有望な新興市場である。一方で、国内における所得格差の是正、自然災害への対応、SDGs達成といった課題を抱える国が少なくないため、日本は、各国の抱える事情を勘案した上で、様々な協力を行っている。

日本は中南米諸国の新型コロナ対策として、2か国に対し総額約300億円規模の財政支援借款を供与し、25か国に対し総額91億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、7か国に対し約15億円規模のコールド・チェーン整備支援を実施している。加えて、17か国に対する、技



ラスト・ワン・マイル支援供与機材の引渡し式
(11月8日、パラグアイ・アスンシオン)

術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援などを実施している。

また、2020年11月のハリケーン被害に関し、コロンビア、ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラに対して、緊急援助物資（テント、スリーピングパッド、毛布など）や復興関連機材（掘削機、ブルドーザーなど）を供与した。このほか、各国のニーズに応じた支援を行っており、例えば、エルサルバドルに対して、若手行政官などが自国の開発や発展に必要な専門知識を習得するため日本の大学院において学位を取得することを支援している。また、近年、中米各国では、米国を目指す移民が増加しており、日本は、移民発生の根本原因である中米地域の貧困、治安、災害などの分野における課題の解決に資する支援を実施している。

また、昨今のベネズエラの経済・社会情勢の悪化により、約600万の避難民が周辺国に流出しており、周辺国を含め地域規模で影響が及んでいる。日本は宇都隆史外務副大臣が2021年6月に「ベネズエラ避難民への連帯を示す国際ドナー会合」にて表明したように、避難民を含むベネズエラ国民への民生支援及び影響を受ける周辺国に対する支援を継続しており、2021年には、国際機関及びNGOを通じて、ペルーやコロンビアにおいてベネズエラ避難民及びホストコミュニティ向け支援を実施した。

オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中国、南アジア、中東及び欧州に囲まれており、



農家の女性に手工芸品の制作を指導するJICA専門家
(7月20日、キルギス・ビシュケク 写真提供：JICA/鈴木華)

この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定にとっても重要である。日本は、アフガニスタンやイランなど近接地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、自由で開かれた中央アジア・コーカサス地域がルールに基づく国際秩序を維持・強化し、持続可能な発展を行うための国造りを支援している。

日本は中央アジア・コーカサス諸国の新型コロナ対策として、8か国に対し総額32億円の保健・医療関連機材などの供与を実施している。また、日本は国際機関を通じて、アフガニスタンと国境を接するこの地域の国境管理能力強化の支援も実施している。

カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行ってきている。

2021年には、日本は、中東・北アフリカ地域に対してもODAを活用した新型コロナ対策支援を実施した。具体的には、総額約291億円規模の国際機関経由での支援及び二国間支援による保健・医療関連機材などの供与を実施した。

内戦の続くシリアに関しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対



国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に関する閣僚級国際会合に出席する鈴木外務副大臣（11月16日、東京）

して2012年以降総額29億米ドル以上の支援を行ってきている。3月には欧州連合（EU）と国連が共催した「シリア及び地域の将来の支援に関する第5回ブリュッセル会合」に鷲尾英一郎外務副大臣が参加し、2021年中に約2億ドルの新規拠出を決定し、引き続きシリアにおける人道状況の改善に向けて役割を果たしていくと述べた。さらに、将来のシリア早期復興を担う人材を育成するため、2017年以降、シリア人留学生111人を日本に受け入れている。

パレスチナに関しては、日本は、パレスチナの経済・社会の自立化を目的とし、日本、イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの4者協力による「平和と繁栄の回廊」構想の下、「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」の発展に取り組んでいる。8月の茂木外務大臣のパレスチナ訪問時に、JAIPパレスチナ・ビジネス繁栄センター開所式、ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルターの開所式が行われた。また、11月には鈴木貴子副大臣が「国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に関する閣僚級国際会合」に出席し、UNRWAによるパレスチナ難民支援活動とその財政安定化の重要性、及び日本の一貫した支援などについて述べた。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対しては、日本は2015年以降、合計約3億米ドル以上の支援を実施してきた。3月の「イエメン人道危機に関するハイレベル・プレッジング会合」では、鷲尾外務副大臣から、2021年中に少なくとも総額約4,900万ドルの支援を行う



「E-JUSTでの安全とリスク管理の授業」（1月、エジプト、写真提供：JICA）

ことを決定し、日本は引き続きイエメンの平和と安定に向け貢献していくと表明した。また、国際機関と連携して、引き続き人道支援を実施しており、2021年はメンタル・ヘルスケア、小規模漁業世帯への生計支援や能力再建、教育などの分野で協力を行った。

アフガニスタンでは、8月のタリバーンによるカブール制圧以降、人道状況が悪化しており、国民の半数近くが食料などの人道支援が必要とされていることに加え、多数の新たな難民が周辺国へ流出することが懸念されている。こうした状況を踏まえ、9月に行われた「アフガニスタンに関する拡大閣僚会合」では、茂木外務大臣から、国際機関を通じ、シェルター、保健、水・衛生、食料、農業、教育などの分野で6,500万ドル（約71億円）規模の新規支援を行うことを含め、2021年中に総額約2億ドル（約220億円）の支援を行う用意があることを表明した。

中長期的な中東地域の安定化のためには人材育成が不可欠である。一例として、エジプトでは技術協力「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ3」を通じて、エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び科学技術人材の育成を支援している。また、円借款「エジプト・日本学校支援プログラム（エジプト・日本教育パートナーシップ）」を通じた学校運営支援、教員の能力向上支援も実施しており、2021年10月までに日本式教育のモデル校が48校開校した。

キ アフリカ

アフリカは、2014年前後の資源価格急落による経済の低迷から徐々に回復し、豊富な天然資源と急増する人口を背景に、引き続き、その潜在性・将来性が国際社会の注目と期待を集めている。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、保健・医療面を始めとした、アフリカが抱える脆弱性を浮き彫りにしている。このような中、日本は、二国間及び国際機関を通じ、総額68億円分の保健・医療関連機材などの供与を実施している。これに加え、技術協力を通じた保健・医療システム強化のための支援を実施した。また、日本は長年にわたり、アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じて、アフリカの保健・医療体制を中長期的に支える取組を積極的に行っており、これらの取組は新型コロナ対策において改めて評価されている。たとえば、ガーナでは、日本が設立を支援し、検査技師の育成などに協力してきた野口記念医学研究所が、同国のPCR検査実施に中心的な役割を担っているほか、ケニアでは、日本が支援してきた中央医学研究所（KEMRI）などの保健・医療関連の研究機関が、アフリカ各地で新型コロナの対策拠点として貢献している。

新型コロナはアフリカの社会・経済にも広く影響を及ぼしている。日本は2019年8月に開催したTICAD7の三つの柱である経済、社会、平和と安定のそれぞれの分野で取組を進め、アフリカの社会・経済面での諸課題への対応に貢献している。

経済分野では、ABEイニシアティブ3.0などを通じて、アフリカにおけるビジネスの推進に資する産業人材の育成を拡充している。ABEイニシアティブでは、TICAD V（2013年）以降、これまでJICAを通じて約1,600人のアフリカの若者に日本の大学院での教育の機会や日本企業などにおけるインターンシップ、日本語研修、起業家育成研修などのビジネス・プログラムを提供している。また、連結性の強化に向け、三つの重点地域（東アフリカ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長の環）を中心とした質の高いインフラ投資の推進にも取り組んで



中央医学研究所（KEMRI）に対するPCR検査キット供与式（6月、ケニア）



KEMRIでの第三国研修の様子（11月、ケニア 写真提供：JICA）

いる。9月には、西アフリカ「成長の環」を通じた連結性強化に貢献するため、ガーナで「第二次テマ交差点改良計画」及び「第二次国道八号線改修計画」に関する書簡の交換を行った。

社会分野では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の拡大に向けた取組を一層推進している。また、質の高い教育の提供に向け、理数科教育の拡充や学習環境の改善に協力している。

平和と安定分野では、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下で（172ページ 第3章第1節3（6）（イ）b参照）、治安関連の機材整備や人材育成などの支援を通じて、アフリカが主導する平和と安定に向けた取組を後押ししている。

(5) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴取し、その意見を踏まえた形で案件を形成する

ことにより、透明性及び質の向上に努めている。ODA実施の事前調査開始前の段階では、開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い事業の妥当性を確認している。さらに、案件の実施後には、JICAは2億円以上の全ての案件について、事業の透明性を高める観点から、事後評価の結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2021年12月末時点で2,795件掲載）、10億円以上の案件については第三者による事後評価を行っている。外務省はODAの管理改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施する無償資金協力案件の事後評価を実施し、評価結果から得られた教訓をその後のODAの政策立案や事業実施にいかすように努め、その結果を外務省ホームページ上で公表している。

なお、JICAは、開発協力の適正性を確保する一環として、環境社会配慮ガイドラインを導入しており、人権、環境及び社会への影響に配慮したODAの実施にも努めている。

1 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協力という三つの枠組みにより実施されているが、限られた予算を効率的に活用し、高い開発効果を実現するため、外務省は相手国の開発計画や開発上の課題を総合的に検討して、国ごとにODAの重点分野や方針を定めた開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として事業展開計画を策定しており、個別のODA案件がどの重点分野につながっているかを一覧できるように取りまとめている。これらの取組により、国ごとの開発協力の方針を明確にし、各枠組みの垣根を越えたより戦略的な案件の形成を実現している。

2 ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACでは各国の

ODA実績が正当に評価されるための測定方法の改定や、ODAを触媒とした民間資金の動員の方策、新型コロナ対策や気候変動問題に関する援助の在り方について議論が行われている。また、新興ドナーが行う途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

3 ODAへの理解促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であり、このため効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。ODAホームページを全面刷新し内容を充実させるとともに、ODAツイッター、メルマガ配信などを通じて幅広い層を対象に、分かりやすい情報発信を目指している。また、人気アニメを起用した「鷹の爪団の 行け！ODAマン」シリーズ拡充のほか、ODA紹介動画、開発協力ドキュメンタリー動画などを新たに制作した。一般参加型企画としては国際協力イベント「Earth Camp」を初めてオンラインで実施した。さらに今年30回目を迎えた「グローバルフェスタ JAPAN」を、オンライン・対面参加両方を可能にしたハイブリッド形式で開催、2日間で1万人を超える来場・視聴者を得た。また、教育機関などで外務省員が講義を行うODA出前講座も2021年はオンラインで積極的に実施し、開発協力への理解促進を図っている。海外



発信力の高い著名人を起用した動画「フロントランナー」を公開中



に向けた広報としては、日本の開発協力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施した。さらに英語や現地語による広報資料の作成も行っている。

2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)⁴の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)⁵」を掲げている。

日本は、2030アジェンダ採択後、まず、SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長とし、また、他の全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を策定し、日本が特に注力する八つの優先課題を掲げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視するため、民間セクター、市民社会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に向けた地方やビジネス界の取組、次世代・女性のエンパワーメントの方策、国際社会との連携強化などについて意見交換を行っている。

2021年12月に行われた第11回SDGs推進本部会合では、関係府省庁のSDGs達成に向けた主要な取組を「SDGsアクションプラン2022」として決定した。同アクションプランでは、「2030アジェンダ」に掲げられている五つのP(People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パー

トナーシップ))及びSDGs実施指針に掲げられている八つの優先課題に基づき、国内実施・国際協力の両面においてSDGs達成に向けた取組を更に推進していくことを定めた。

同会合の機会には、SDGsに向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰する第5回「ジャパンSDGsアワード」表彰式も開催され、バングラデシュにおける貧困農家の雇用創出、所得増及び難民への食糧支援を実現し、持続的な経営でインパクトを創出している株式会社ユーグレナ(東京都港区)が、SDGs推進本部長賞(内閣総理大臣賞)を受賞した。

国際的な取組として、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)では、4年ぶり2回目となるSDGsの進捗に関する自発的国家レビュー(VNR)を発表するとともに、茂木外務大臣がビデオメッセージで参加した。同メッセージでは、今回のVNRの決定に当たり、「行動の10年」の中、特に、新型コロナからの「よりよい回復」に向け、日本として何に取り組むべきかについて、閣僚間でも議論を深めたこと、日本は、特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に向けた保健・医療分野での取組及びグリーン社会の実現やデジタル改革による気候変動問題への対応を重視していくことについて発言した。また、9月の国連総会ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDGモーメント2021」に菅総理大臣がビデオメッセージで参加し様々な組織・団体、市民社会の意見を踏まえて作成したVNRに基づき、国際連携や国内の啓発を進めていくこと、SDGsは世界が直面する未曾有の危機を乗り越え、世界をより良い未来に導くための重要な羅針盤となるものであり、年内に行われる国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)や東京栄養サミット2021などの国際会議を通じて、2030年までの目標達成と、その先の希望に満ちた未来に向け、全力で取り組んでいくことを発言した。

4 MDGs : Millennium Development Goals

5 SDGs : Sustainable Development Goals

ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方である。日本は、2015年に決定した開発協力大綱でも日本の開発協力の根本にある指導理念としてこれを位置付けている。国連においても関連する議論を主導し、日本のイニシアティブにより1999年に国連に設置された人間の安全保障基金に2020年末までに累計約484億円を拠出し、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。また、二国間協力においても草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や「誰一人取り残さない」といった理念を掲げるSDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。2020年9月の第75回国連総会一般討論演説における菅総理大臣の提案を受けて国連開発計画（UNDP）と連携して、人間の安全保障に関する特別報告書の作成に向けた議論が進められ、2022年2月に公表された。また、2021年6月、グテーレス国連事務総長出席の下、オンライン形式で第1回人間の安全保障フレンズ会合が開催され、同年12月にはオンライン形式で第2回会合が開催されるなど、人間の安全保障の再活性化に向けた取組が積極的に行われている。

イ 防災分野の取組

毎年世界で2億人が被災し（犠牲者の9割が開発途上国の市民）、自然災害による経済的損失は、国連防災機関（UNDRR）の試算によれば、年平均約1,400億米ドルに及ぶ。気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進している。2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台で開催し、同年から15年間の国際社会の防災

分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択を主導した。また、日本独自の貢献として「仙台防災協カイニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で計40億米ドルの協力の実施や計4万人の人材育成を行うという目標を発表した。これが達成されたことを踏まえ、2019年6月に「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から2022年の間に洪水対策などを通じ少なくとも500万人に対する支援を実施することなどを目標として、引き続き防災協力を推進している。

さらに、日本が提案して2015年12月に第70回国連総会で全会一致で制定された「世界津波の日（11月5日）」に合わせ、日本では2016年以降、世界各国の高校生を招へいし、日本の津波の歴史や、震災復興、南海トラフ地震への備えなどの実習を通じ、今後の課題や自国での展開などの提案を行う「世界津波の日高校生サミット」がこれまで4回実施されている。2021年は、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる状況を踏まえて、津波防災に対する意識向上を目的とするオンラインイベントをUNDRRと共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官などを対象とした津波に関する研修の実施、学校を対象とした津波避難訓練の実施などを支援した。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」を引き続き推進する考えである。

ウ 教育

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2019年3月の「国際女性会議WAW!」の際には、2020年までに少なくとも400万人の開発途上国の女子に対して質の高い教育・訓練の機会を提供すべく引き続き取り組んでいくことを発表した。また、同年6月のSDGs推進本部会合では、少なくとも約900万人の子供・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供す

る「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。日本議長下のG20大阪サミット(2019)では、教育に焦点を当てた「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、「人的資本に投資し、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進する」とのコミットメントが盛り込まれた。2020年の年初以降、新型コロナウイルスの感染拡大下での休校措置などにより、教育を受ける機会が奪われる子供たちが世界各地で急増したことも踏まえ、2021年7月の世界教育サミットでは、今後5年間で15億ドルを超える教育分野への拠出に加え、750万人の開発途上国の女子の教育及び人材育成のための支援を約束した。

㊦ 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しながら、開発途上国などの農業・農村開発を支援している。2019年5月にはG20新潟農業大臣会合を開催し、人づくり・新技術、フードバリューチェーン、SDGsなどに関する農業・食料の諸課題について、各国間で知見を共有することの重要性を確認し、「2019年G20新潟農業大臣宣言」を採択した。2020年以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う移動制限などを受けて、国際機関などを経由した支援を通じて、農産品などの流通の停滞による食料システムの機能低下などに対処している。

国際的な取組として、2021年9月の国連食料システムサミットには菅総理大臣がビデオメッセージで参加し、日本は、(1)イノベーションやデジタル化の推進及び科学技術の活用による生産性の向上と持続可能性の両立、(2)恣意的な科学的根拠に基づかない輸出入規制の抑制を含む自由で公正な貿易の維持・強化、(3)各国・地域の気候風土や食文化を踏まえたアプローチの3点を重視しながら、世界のより良い「食料システム」の構築に向けて取り組んでいくと述べた。

㊦ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国であり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施している。国際社会での議論にも積極的に参加しており、日本のこれまでの貢献を基に、同分野のグローバルな課題に取り組んでいるほか、特に2020年の年初以降拡大している新型コロナウイルス感染を抑制する観点から、手洗いの励行といった取組について、国際機関などを活用しながら支援を行ってきている。2020年10月に、熊本において開催予定であった「第4回アジア・太平洋水サミット」は、新型コロナウイルスをめぐる状況を踏まえて開催が2022年4月に延期された。

(2) 国際保健

日本は人間の安全保障を提唱し、それを「開発協力大綱」の基礎とするとともに各種の取組を推進し、保健分野に係る協力を重点課題の中に位置付けてきた。新型コロナとの世界的な闘いにおいても、人間の安全保障の理念に立脚し、「誰の健康も取り残さない」という考えの下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)⁶の達成も念頭に、(1)感染症危機の克服、(2)将来に備える保健システムの強化、(3)より幅広い分野での健康安全保障のための環境整備を柱として国際的な協力を進めている。

2021年には新型コロナワクチンの普及が本格的に始まり、日本は、開発途上国を含めた世界全体でワクチンへの公平なアクセスを確保すべく、COVAXファシリティや日米豪印など多国間の取組と連携・協力しながらワクチン関連支援を行った。6月にはCOVAXワクチン・サミット(AMC増資首脳会合)⁷をGaviワクチンアライアンス(Gavi)と共催し、2021年末までに開発途上国の人口30%、18億回分のワクチンを確保するために必要となる資金(83億ドル)を大きく超える額の確保に貢献した。同サミットにおいて、日本はCOVAXファシリティの開発途上国向け枠組み(Advance

⁶ UHC: Universal Health Coverage。全ての人々が負担可能な費用で質の確保された保健サービスを受けられ、経済的リスクから保護されること

⁷ AMC増資首脳会合: Gavi COVAX Advance Market Commitment Summit

Market Commitment : AMC) に対する合計10億ドルの財政貢献及びCOVAXなどを通じたワクチン3,000万回分の供与を表明した。また、9月の第76回国連総会における一般討論演説では、菅総理大臣が合計6,000万回分を目処としてワクチンを各国・地域に供与していくことを発表した。日本は6月以降2月末までに、26か国・地域に対し計約4,200万回分のワクチンを供与してきている。また、ワクチンの供給支援に加え、日本は、ワクチンを接種現場まで届けるための「ラスト・ワン・マイル支援」につき、59か国・地域に対し、合計137億円の支援を決定し、実施してきている。

現下の新型コロナへの対応に加え、将来の健康危機への備えと対応を強化するため、日本は、UHCの達成を念頭に保健・財務当局の連携を促進しつつ、WHOを含む国際保健の世界的な枠組みを強化することが重要との考えの下、G7/G20やWHOにおける議論に貢献してきている。WHOでは、5月のWHO総会においてWHO強化作業部会の設置が決定された。7月から11月に開催された同作業部会では、健康危機へのWHOの備えと対応の強化に関する提言の実現に向けた検討を行ったほか、WHOの下でパンデミックに関する条約やその他の国際文書を策定する利点について議論が行われ、日本としても積極的に議論に貢献した。12月のWHO特別総会では、パンデミックの予防、備え、対応を強化するための政府間交渉会議の設立が全会一致で決定された。

さらに、日本は、より幅広い分野での健康安全保障のための環境を整備する観点から、人々の健康の基盤となる「栄養」を、SDGs達成に必要な不可欠かつ人間の安全保障に関わる課題の一つと捉え、12月に「東京栄養サミット2021」をオンライン形式で主催した。同サミットでは、215の幅広いステークホルダーからのエンドースを得る形で、世界の栄養改善に向けた国際社会が取り組むべき方向性を示した「東京栄養宣言」が発出されたほか、181もの多数のステークホルダーから栄養改善に関するコミットメント（政策的・資金的意図表



日本政府とGaviの共催による「COVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）」（6月、写真提供：内閣広報室）

明）が提出され、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られ、世界が直面する栄養問題の改善に向けた積極的な貢献に感謝が示された。

新型コロナのパンデミックの経験も踏まえ官民挙げてグローバルヘルスに一層貢献すべく、7月以降4回のグローバルヘルス戦略推進協議会を開催し、2022年6月までの可能な限り早い段階で新たな戦略を策定することを目標に議論を行っている（新型コロナ関連の取組については2ページ巻頭特集参照）。

(3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の生活水準を高めるために重要である。また、世界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働環境の整備などを図り、国際的に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組んでいく必要がある。このディーセント・ワークの実現は、2019年に創設100周年を迎えた国際労働機関（ILO）でも、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での持続可能な開発に向けた協力に取り組んでいる。2021年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労務団体のネットワークへの支援を通じ、アジア太平洋地域（東南アジア、南アジアなど）及びアフリカ地域（スーダン、エチオピア）の開発途上国に対し、新型コロナの感染拡大及び自然災害

発生などに伴う緊急雇用創出の支援や、労働法令や社会保険制度の整備、労働安全衛生水準の向上のための開発協力などを行った。

(4) 環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダにおいて環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性が国際的により一層認識されている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。また、生物多様性・化学物質汚染などに関わる環境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility）への最大のドナーとして地球規模の環境問題に対応するプロジェクトに貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不完全な廃棄物処理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。

また、近年、海洋プラスチックごみ対策のための新たな国際枠組み作りに向けた機運が高まっており、2022年2月から3月に開催された第5回国連環境総会（第二部）における政府間交渉委員会の設立も踏まえ、日本は主導的な役割を果たしながらルール形成を後押ししていく。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」（海洋国家の首脳で構成）は、11月2日に第3回首脳会合を実施した。岸田総理大臣のメッセージが代読され、日本の気候変動対策や海洋プラスチックごみ対策における取組に触れつつ、持続可能な海洋経済の構築に向けて貢献していくことを表明したほか、新たに本パネルへの参加を表明した米国を含む15か国の首脳の連名で声明を発出し、気候変動対策となる海洋における六つのアクションや持続可能な海洋経済の実現に向けた取組への参加を人々に呼びかけた。

(イ) 生物多様性の保全

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）については二部制で開催されることになり、第一部が10月11日から15日、オンライン方式と中国・昆明^{こんめい}での対面方式を併用して開催された。締約国・地域、関連機関、市民団体などから約2,500人がオンラインで、約2,900人が対面で参加し、我が国政府からは、外務省、農林水産省、経済産業省及び環境省から成る代表団が出席した。

10月12日から13日に開催されたハイレベルセグメントには、各国の首脳級及び閣僚級が参加し、日本政府からは山口^{つよし} 環境大臣がオンラインで出席した。ハイレベルセグメントでは、2050年までの長期目標「自然と共生する世界」に向けた各国の取組が発信され、日本からは生物多様性日本基金（Japan Biodiversity Fund：JBF）の第2期（JBF2）として総額1,700万米ドル規模での国際支援を表明した。またCOP15第二部（2022年4月25日から5月8日に中国・昆明で開催予定）におけるポスト2020生物多様性枠組の採択に向けた機運を高めるため、「昆明宣言」が採択された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、2019年ウガンダ及びモザンビークにゾウ密猟対策のための監視施設を供与したのに引き続き、2020

特集

東京栄養サミット2021

栄養は、人が生きていく上で必要不可欠なものです。貧困や気候変動の影響による飢餓を始めとする低栄養は引き続き大きな課題です。現在、低栄養により、世界で1億4,000万人以上の子どもたちが発育阻害に苦しんでおり、5歳未満の子どもの死亡の約半数が栄養不足に起因しています。同時に、先進国や開発途上国の区別なく、過体重や肥満の問題も記録的なレベルにあり、世界の約20億人が、糖尿病など食生活に関連した病気に苦しんでいると言われています。

12月7日及び8日、日本政府は、東京栄養サミット2021を主催しました^(注1)。このサミットには、各国政府、国際機関、民間企業、市民社会、学术界を始めとする幅広い関係者が参加しました。東京栄養サミットでは、低栄養と過栄養の「栄養不良の二重負荷」を取り上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による世界的な栄養状況の悪化に対応すべく、(1) 健康、(2) 食、(3) 強靱性、(4) 説明責任、(5) 財源確保の五つに焦点を当てて議論を行いました。

今回のサミットでは、各国政府、国際機関、民間企業、市民団体を含む210以上のステークホルダーから承認を得て成果文書「東京栄養宣言（コンパクト）」を発出し、栄養改善に向けて国際社会が今後取り組むべき方向性を示すことができました。また、66か国及び26社の企業を含む180以上のステークホルダーから390以上のコミットメント（それぞれの政策的・資金的意図表明）が提出されるとともに、計270億ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られました。日本も、岸田総理大臣から、今後3年間で3,000億円（28億ドル）以上の栄養関連支援を行い、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成などに貢献していくことを発表したほか、国内においても、栄養と環境に配慮した食生活、バランスの取れた食、健康経営などを通じた栄養改善を行っていくことを表明しました。

その準備の過程では、政府以外の国際的な市民社会団体や有識者などと緊密な連携を行い、その参画・協力が会議の成果に大いに貢献しました。

栄養状態の改善は、17ある持続可能な開発目標（SDGs）の目標2だけでなく、保健分野や農業、流通、水・衛生、ジェンダーなど幅広い分野と関連しているため、各分野が連携して取組を進めることでSDGs達成に近づくことができます。

日本政府は、人間の安全保障の理念に立ち、UHCの達成を含めた、「誰一人の健康も取り残さない」取組を進める決意であり、今後も世界の栄養改善を始めとするSDGsの達成に向け貢献していきます。

^(注1) 第1回栄養サミットは2013年にロンドンで、第2回は2016年にリオデジャネイロで開催



グテーレス国連事務総長のスピーチを聞く岸田総理大臣（12月7日、東京 写真提供：内閣広報室）



東京栄養サミット2021でスピーチを行う岸田総理大臣（12月7日、東京 写真提供：内閣広報室）



東京栄養サミット2021でスピーチを行う林外務大臣（12月7日、東京）

年にザンビアに、2021年にはルワンダにも関連施設の供与を決定するなど、この問題に真摯に取り組んでいる。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に係る資金動員戦略に関する議論にも貢献している。2021年2月及び9月に開催された食料・農業植物遺伝資源条約の第3回及び第4回資金戦略常設委員会において、日本は、遺伝資源へのアクセスと金銭的・非金銭的利益配分の支援やモニタリングなどを始めとする資金戦略全般を扱う資金戦略・資源動員に関し、地域を代表して助言した。11月には、国際熱帯木材機関（ITTO）第57回理事会がオンラインで開催され、持続可能な森林経営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資する取組を効率的に実行するための新しい戦略計画の策定や、他の関連機関との連携促進などについて、議論が行われた。

(ウ) 化学物質・有害廃棄物の国際管理

10月、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」第12回締約国会議第二部及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第33回締約国会合がオンライン形式で開催された。同会合では、議定書の効率的・効果的な運用について締約国間で議論が行われた。

「有害廃棄物の国境を越える移動などを規制するバーゼル条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」及び「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」の締約国会議が開催され、2022年の活動計画及び暫定予算を承認し、開発途上国支援に関する外部基金への意見などを議論した。

11月、「水銀に関する水俣条約」第4回締約国会議（オンライン）が開催され、2022年の予算及び活動計画などについて議論が行われた。また、同会議の第二部が2022年3月にインドネシアで開催され、条約の有効性評価枠組みなどが決定された。日本からは実施・遵守委員会

委員が選出されており、会期間にも条約の実施を推進し、締約国の規定の遵守状況を確認するなど、条約の実施に積極的に貢献している。

1 気候変動

(ア) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月に開催された米国主催気候サミットにおいては、2050年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明し、10月には新たな地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画などを決定した。また、新たな削減目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組を反映した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

(イ) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠であるが、1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催されたCOP21では、先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む190か国以上の国が締結している（2021年11月時点）。

パリ協定の採択後は、2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針に関する交渉が開始され、2018年12月にカトヴィツェ（ポーランド）で開催されたCOP24において市場メカニズムを除いて実施指針が採択さ

れた。2020年11月に開催予定であったCOP26は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け開催が延期され、2021年10月31日から11月13日に開催されたが、COP24及びCOP25で合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針が日本の提案がベースとなって合意されるなど、パリ協定を着実に実施し、世界全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展がみられた。

(ウ) 開発途上国支援に関する取組

開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、日本を含む先進国は開発途上国に対して、資金支援、能力構築（キャパシティ・ビルディング）、技術移転といった様々な支援を実施している。2021年6月のG7コーンウォール・サミットでは、2025年までの5年間に官民合わせて6.5兆円相当の気候変動に関する支援を行うことを表明した。また同サミットのコミュニケでは、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了することをコミットした。さらにCOP26期間中の11月1日及び2日に首脳級会合として開催された世界リーダーズ・サミットには、岸田総理大臣が出席し、新たに5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意を表明するとともに、適応分野の支援を従前のコミットメント（ACE2.0）の水準から倍増し、5年間で1.6兆円相当の適応支援を実施していくことを表明した。

こうした支援には、開発途上国による気候変動対策を支援する多国間基金である「緑の気候基金（GCF）⁸」も重要な役割を果たしている。日本は、初期拠出（2015年から2018年）の15億米ドルに加え、第1次増資（2020年から2023年）においても最大15億米ドルの拠出を表明している。また、GCFに理事を派遣し、基金の運営や政策作りに積極的に参画している。GCFでは12月までに190件の支援案件が承認されており、これにより20億トンの

CO₂排出削減と約6億人の裨益^ひが見込まれている。

(エ) 二国間クレジット制度（JCM）⁹

JCMは、開発途上国などへの優れた脱炭素技術などの普及や対策の実施により実現した温室効果ガスの排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価し、日本のNDCの達成に活用する仕組みである。日本は、2021年11月時点で17か国とJCMを構築しており、200件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。2021年は、ケニアのJCMプロジェクトからクレジット（排出枠）が発行されるなど、成果を着実に上げている。

(オ) 日本による気候変動と脆弱性リスクに関する取組

2017年1月に外務省が開催した「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーなどにおいて、「日本はアジア・大洋州に焦点を絞って気候変動と脆弱性について調査・議論していく」との示唆を得たことを受け、気候変動の脆弱性リスクに関する取組として、2018年度から「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催している。2021年は、2022年2月に「影響・適応・脆弱性」をテーマとするIPCC第6次評価報告書第2作業部会報告書が公表されたことを受け、2022年3月に気候変動による動物への影響をテーマに議論する会議を開催する。

(カ) 非国家主体による気候変動分野の取組

気候変動対策においては、民間企業や自治体、NGOなどの非国家主体の取組も重要である。日本でも、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す¹⁰と表明した自治体である「ゼロカーボンシティ」、気候変動対策に向けて積極的な行動を取ることを目的とした非国家主体のネットワークである「気候変動イニシアティブ（JCI）」、同様の目的を持った企業グ

⁸ GCF : Green Climate Fund

⁹ JCM : Joint Crediting Mechanism

コラム

世界の脱炭素化に資する日本の取組

脱炭素コンサルタント 前田雄大

近年、大雨・洪水被害や、夏の猛暑を始めとする気候変動事象の発生頻度が増え、気候変動に対する日本国内の関心が高まっていますが、今や国際的な議論の中で気候変動問題は頻出のテーマです。その気候変動について、日本は官民の様々なレベルで今も昔も国際的な議論及び対策をリードしてきた存在と言えるでしょう。地球規模の課題であることから世界全体で議論を進めるべきとの問題意識の下、国連の枠組みで条約が成立したのが1992年ですが、日本はそれに先駆ける形で1990年に地球温暖化防止行動計画を発表しました。この中では「我が国は、その経済力、技術力等を活用して、開発途上国への支援等国際的地位に応じた役割を積極的に果たしていかなければならない。」との記載のとおり、日本が気候変動の文脈で世界に果たすべき責務が明記されています。事実、今日に至るまで様々な形で実施されている政府開発援助（ODA）の中でも、温室効果ガス排出削減につながる「緩和」に関する支援や、既に生じている気候変動問題への「適応」に対する支援を日本は継続的かつ積極的に実施し、世界の気候変動対策に広く貢献をしてきました。また、1997年には先進国が削減する温室効果ガスの数値目標と目標達成期間を規定した京都議定書の議論を主体的にリードするなど、世界の気候変動の議論を早くから主導し、パリ協定に基づく世界的な脱炭素の取組が進む現在の流れにつなげる役割も果たしてきました。パリ協定が発効し、世界の脱炭素の取組が一気に進展した昨今においても、2030年度に2013年度比で46%温室効果ガスの排出を削減する目標や2050年にカーボンニュートラルを達成する長期目標を発表するなど、責任あるコミットメントを継続して打ち出しています。

もちろん、日本の貢献は政策・外交面にとどまりません。いまや世界的脱炭素の牽引役となった太陽光発電ですが、国際的な気候変動対策の議論が進み始めたのと時を同じくして、太陽電池の性能向上とコスト面も加味した実装に貢献したのは日本企業でした。1999年には太陽電池生産量で日本は世界一を記録。今でこそ生産量では中国がその多くのシェアを占めていますが、フィルム型にでき、屋根上やメガソーラーのみならず、壁などにも貼り付けることができるペロブスカイト太陽電池を開発したのは日本の研究者ですし、東芝を始めとする日本メーカーがその開発で世界をリードするなど、太陽電池における日本の貢献は引き続き期待できる分野です。また、脱炭素の取組は再生可能エネルギーにとどまらず、蓄電池や水素といった取組も重要ですが、こうした分野でもパナソニックやトヨタなどの企業が世界トップレベルの技術を有し、取組を加速させています。こうした日本の取組とそれを通じた世界の気候変動対策への貢献のこれからに期待したいところです。



所信表明演説でのカーボンニュートラル宣言（2020年10月26日、東京 写真提供：内閣広報室）



フィルム型ペロブスカイト太陽電池（写真提供：株式会社東芝）
 （注）この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託業務の結果得られたものです。

ループである「日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）」、事業に必要な電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業のグループである「再エネ100宣言RE Action」などによる精力的な活動や、国際的なイニシアティブである「RE100」に参加する企業数及びTCFD¹⁰に賛同する企業数の増加など、非国家主体の取組は一層進展している。日本はこうした非国家主体のイニシアティブとも連携しながら、気候変動分野の外交を進めていく考えである。

(5) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極をめぐる現状

地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い利用可能な海域が拡大するとの見通しの下、北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。

ロシアは、2020年に「2035年までの北極における国家政策の基礎」及び「2035年までの北極圏の発展及び国家安全保障の戦略」を公表し、軍事施設の整備、資源開発、北極海航路での貨物輸送量の拡大を進めている。5月の北極評議会¹¹（AC）閣僚会合では、ロシアがアイスランドから議長国を継承した（任期2年）。

また、近年中国は、自らを「北極問題の重要なステークホルダー」と位置付け、北極圏における資源開発、航路の商業利用、ガバナンス形成への参加、科学調査に積極的な姿勢を見せている。

米国も、北極域における情勢の変化を踏まえ関与を強める姿勢を示しており、2020年には1,200万米ドル超の対グリーンランド（デンマーク）経済支援策を発表し、在ヌーク領事館

を約70年ぶりに再開させた。2019年から2021年にかけては、国防省・空軍・海軍・沿岸警備隊が、安全保障面での情勢の変化に応じそれぞれ新たな北極戦略を発表した。

10月には、欧州対外活動庁及び欧州委員会が連名で新しい北極戦略案を公表した。同戦略案は、北極及び隣接地域における更なる炭化水素鉱床の開発や同鉱床で生産される資源の購入を禁じる多国間の法的義務を模索する方針を含むなど、北極における気候変動・環境保護対策と経済活動の両立に関心が高まっている。

(イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本は、2015年の「我が国の北極政策」に基づき、研究開発、国際協力、持続的な利用を3本柱に、北極をめぐる課題への対応における主要なプレーヤーとして国際社会に貢献することを目指している。

5月にアイスランドで開催されたAC閣僚会合では、北極担当大使が日本の国際貢献などにつきステートメントを発出したほか、10月の第8回北極サークル¹²では、駐アイスランド大使が第3回北極科学大臣会合（ASM3）の実績につき発信した。日本とアイスランド（当時AC議長国）の共催で5月にアジアで初めて開催されたASM3では、観測研究における国際協力の推進や各種データの共有化、先住民との協働推進、国際的な科学協力分野における若手人材の育成の促進などが合意され、日本は、北極域研究船の国際プラットフォームとしての運用など国際協力の更なる推進を宣言した。また、2020年度から始まった北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）では、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、グリーンランド（デンマーク）などの研究・観測拠点を活用し、研究や人材育成のための国際連携を行うほか、AC作業部会にArCSIIの専門家を派遣している。

¹⁰ TCFDとは、金融安定理事会（FSB）によって設立された、民間主導による気候変動関連財務情報の開示に関するタスクフォース。最終報告書において、気候関連のリスク・機会に関する、企業の任意の情報開示のフレームワークを提示した。

¹¹ 北極圏に係る共通の課題（特に持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体（軍事・安全保障事項は扱わない。）。日本は2013年にオブザーバー資格を取得。

¹² グリムソン・アイスランド前大統領などにより2013年に設立。政府関係者、研究者、ビジネス関係者など、約2,000人が参加する国際会議で、日本は第1回会合から北極担当大使などが参加している。

また、ASM3において国際プラットフォームとしての運用を提案した北極域研究船については、2021年から建造に着手した。

このほか、2021年は、AC議長国のアイスランド主催で行われた「北極プラスチックごみ関連国際会議」（3月）、「北極のガバナンス」に係るオンライン行事（4月）、「北極に関する国際科学協力を促進するための協定の実施に関する第2回会合」（4月）に日本の各分野の専門家や外務省関係者が参加し、日本の取組や研究成果、協力方針を発表した。

イ 南極

(ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極観測事業を推進してきており、日本の高い技術力をいかした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努めるとともに、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

6月にオンラインで開催された第43回南極条約協議国会議（ATCM43）では、近年急増する観光などを目的とする南極訪問者への対応や南極の気候変動の問題に対する対応などについて議論が行われた。

(ウ) 日本の南極地域観測

日本は、長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2016年から2021年までの南極地域観測第9期6か年計画に基づき、地球システムに南極域が果たす役割と影響の解明に取り組み、特に「地球温暖化」などの地球規模環境変動の実態やメカニズムの解明を目指し、南極唯一の大型大気レーダーによる大気精密観測を始めとした各種研究観測を実施してきている。

3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係増進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献している。その一つとして、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を設置し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月、松本洋一郎東京大学名誉教授を新たに顧問（外務省参与）に任命した。2019年4月以来、顧問を補佐するため狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問が就任している。松本顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーション（STI）の活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

2021年は、松本顧問を座長とする「科学技術外交推進会議」を1月、7月に開催し、7月の会議では、国連食料システムサミット（9月23日から25日に開催）及び東京栄養サミット2021（12月7日から8日に開催）に向けた提言、及び食料システム転換と栄養改善に関するSTIショーケースをとりまとめ、9月に松本顧問及び狩野次席顧問から鷲尾英一郎外務副大臣に提出された。

松本顧問及び狩野次席顧問は、米国、英国、ニュージーランドなどの各国政府の科学技術顧問らと意見交換を行い、ネットワークの構築・強化に努めている。「外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）」のオンライン会合では、新型コロナへの対応を含む議論を深めた。12月の東京栄養サミット2021に際しては、日本が主導し、有志国の科学技術顧問などと「人と地球の健康に資する食料システム転換のためのSTIの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP）」を発出するなど、連携を強化している。

松本顧問は5月、「開発のための科学技術委員会（CSTD）」年次会合で、新型コロナウイルスとSTIの役割に関し、深紫外線LEDによりウイルス不活性化を可能とする技術など非医療分野での研究開発の重要性を積極的に発信した。9月、「OSCEアジアパートナー国共催会議」では、JAXAによる衛星観測データを活用した防災・環境保護に関する取組、地球規模課題解決を目指す日本と開発途上国との共同研究事業（SATREPS）などについて紹介した。

さらに、松本顧問は、外務省内の知見向上のため科学技術外交セミナーを定期的を開催している。

日本は32の二国間科学技術協力協定を締結しており、現在、46か国及びEUとの間で適用され¹³、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2021年は、米国、スペイン、英国、ノルウェー、EUとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。



松本外務大臣科学技術顧問の「OSCEアジアパートナー国共催会議2021」パネルディスカッションへの登壇（9月、東京）

多国間協力では、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター（ISTC）の理事国として、中央アジア諸国を中心に支援を行っているほか、核融合エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」に参画している。

¹³ 内訳については外務省ホームページ参照：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>
日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継



コラム

戦後最大の人道危機への対応

現在、第二次世界大戦後最大規模となる約8,240万人の難民・国内避難民が世界で発生しており、紛争や自然災害などに起因する人道危機は複雑化・長期化しています。また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の流行により、人道支援そのものがより一層困難を極めています。このような状況の中、日本は国際機関と共に、増加する人道支援ニーズに対して、効率的で持続可能な支援を行っています。

■ 避難民と地元住民の健康を支え続ける —バングラデシュにおける避難民支援—

国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC)^(注1) 駐バングラデシュ代表部 保健担当職員 菅原直子

2017年8月にピークを記録したミャンマー・ラカイン州から隣国バングラデシュへの大量避難民流入は2021年8月で4年が経過しました。現在、避難民は約90万人（うち51%が子ども）を超え、生活のほとんどを支援に頼らざるを得ない状況が続いています。このことは、貧困率の高いバングラデシュ地元住民の生活を圧迫しています。

IFRCは、赤十字国際委員会と日本赤十字社を含む世界11か国の赤十字・赤新月社と共に、現地バングラデシュ赤新月社を通じ、34の避難民キャンプと地元住民に対して給水衛生、シェルター、保健医療などの様々な支援を行っています。

中でも保健医療支援に関しては、IFRC含む五つの赤十字・赤新月社の支援で、13の避難キャンプに14のバングラデシュ赤新月社の保健医療施設を設置運営しているだけでなく、母子保健、感染症対応、栄養、救急法、心理的応急処置のトレーニングを受けた避難民と地元住民による保健ボランティアを育成し、保健衛生予防促進活動を行ってきました。保健医療施設と保健ボランティアが協働することにより、疾病の予防と早期発見治療に寄与しています。加えて、新型コロナ対応に当たっては、IFRCはバングラデシュ赤新月社を支援し、50床規模の新型コロナ隔離・治療センターを設置しました。保健ボランティアはキャンプ内の担当世帯を1軒1軒訪問し、正しい情報を伝えることで新型コロナの症状のある住民が確実に検査・治療が受けられるように、保健医療施設への橋渡しの役割を担ってくれています。

避難民問題は長期化し解決策が見いだせない状況ですが、世界の関心は薄れつつあり、資金確保がますます困難となってきました。そのような中でも、IFRCは、他の赤十字・赤新月社と共にバングラデシュ赤新月社を支援し、新たにキャンプ内に1施設、地元住民居住地域に2施設の保健医療施設を設置し、保健ボランティアの活動地域の拡大に向けて取り組んでいます。これらの活動を通じ、今後とも避難民キャンプ内外の保健医療ニーズに応えていきます。



保健ボランティア戸別訪問
(7月 写真提供：
バングラデシュ赤新月社)



世界手洗いの日キャンペーンでの活動
(10月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)



バングラデシュ赤新月社フィールドホスピタル救急外来
(9月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)



新型コロナ隔離・治療センター病棟
(7月 写真提供：バングラデシュ赤新月社)

(注1) IFRC : International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

■ 新型コロナウイルス感染症の流行と気候変動の悪影響から人々を守るための支援活動

国連世界食糧計画（WFP）^(注2) ガンビア共和国事務所長 津村康博

アフリカ大陸の西端にあるガンビア共和国は、2020年3月の新型コロナ上陸以来、ウイルス封じ込めのための社会経済活動制限や国内外の物流活動の停滞が貧困及び食料不安を悪化させています。さらに欧州からの渡航禁止はガンビアの国民総生産の20%を占める観光業及びこれに依存するその他業種に従事する人々の生活に大きな打撃を与えました。また、2021年は前年に比べて主要食料品の価格が更に上昇しています。

加えてガンビアでは年々気候変動による様々な悪影響が増しており、気温の上昇や降水量の低下に伴い、火災や暴風雨、干ばつなどの災害の件数が近年増加するとともにその規模も大きくなってきています。また国土の大半がガンビア川沿いの低地で標高差がほとんどないため、塩水が河口より200キロメートル以上遡って浸水し、井戸水や耕地、作物を広範囲に損なう塩害も多く見られます。このような状況は農業生産性の低下を招くのみならず、水や土地をめぐる争いなど社会の不安定化や農村からの人口流出の原因にもなっています。2021年には近年に例を見ない強度の暴風雨がガンビア国土の大半を襲い、コロナ禍の社会経済的損失による打撃にあえいでいるところを多くの人々が家屋の損壊や農作物・家畜の損失に見舞われました。

このような中、2021年に実施された食料状況・脆弱性^{ぜい}調査の結果は過去の10年の調査結果（2011年、2016年、2021年）のうち最悪の食料状況を示しています。

このため、2021年前半にWFPは貧困度の高い約34万人に対する食料支援を行いました。また、雨季に発生した暴風雨に際しては、国連災害管理チームのリーダーとして国連諸機関の支援活動の調整や政府災害管理庁との協力・連携を行いつつ、食料・現金配布支援を被災者3万1,000人に対し行いました。さらに、日本政府の令和2年度補正予算^{せき}拠出のおかげで、最も脆弱な栄養不良の妊産婦や幼児たち4万人に対する栄養改善支援を行うことができました。

また、WFPは迅速な人道支援のみならず、塩害を防ぐ^{せき}堰や水路の整備、農民グループの収穫食料のロス防止や販路確保のサポート、地方自治体や災害管理庁の防災計画や早期警報システムの整備を行うなど、気候変動の災害リスクに対処するコミュニティや地方自治体、国家レベルのレジリエンス、持続可能な能力強化も支援しています。

(注2) WFP : United Nations World Food Programme



在セネガル日本国大使にWFP物流倉庫を案内する筆者（左）（写真提供：WFP）



緊急食料を受け取った暴風雨の被災者と筆者（右）（写真提供：WFP）



日本ODA拠出による栄養改善支援を受け取った母子の様子（写真提供：WFP）

コラム

新型コロナウイルス感染症の今だからこそ、地球環境保全

国連環境計画 (UNEP)^(注1) 化学物質・汚染政策統括官 吉田鶴子

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響を受け私たちの生活は様変わりしましたが、変わらないのが環境破壊の危機です。ロックダウンによる移動規制で生態系が回復したケースも散見されますが、PM2.5などによる大気汚染の減少は限定的でした。反対に、廃棄物管理やプラスチックごみ削減対策など、新型コロナの流行前は進んでいたものが後退し、環境政策に携わる私たちにとっても試練多き年だったのです。

私は、これまで20年にわたり国連環境計画 (UNEP) で、ラテンアメリカ・カリブ海、アジア・太平洋の環境評価や汚染対策に携わってきました。UNEPは、地球規模の環境課題を設定し、政策立案者を支援し、グローバルな環境保全の権威ある唱道者としての役割を果たす国連機関です。いわば「世界の環境当局」として、国連システム内の環境対策を促す役割もあります。

プラスチック汚染排出上位10か国のうち9か国と、推定排出量の多い河川上位50のうち43がアジアにあります。昨今、身近ながらグローバルな問題として大変関心が高まっているプラスチック汚染ですが、最近まで原因の周知が進んでおらず、提唱される対策の有効性に疑問があるものも見受けられました。当初、海洋汚染の派生問題として捉えられていたということもあり、河川からの流出対策において有益な情報や専門家のネットワークが特に貧弱だったのです。UNEPが日本政府からの支援を受けて実施しているCounterMEASURE II^(注2) プロジェクトでは、アジア工科大学やGoogleと協力し、AI（人工知能）を駆使した画像分析を進めることにより、流入するプラスチックの種類と量を監視しています。メコン川流域での11月の調査では、使い捨てマスク、手袋、使用済み簡易検査キットなどの新型コロナ対策製品が大量に見つかりました^(注3)。このプロジェクトのお陰でインド政府の「プラスチック廃棄物管理規則」(2021年8月改正)^(注4) やメコン川委員会が主導する「プラスチック汚染長期モニタリング調査規定」には、邦人協力団体や専門家の協力も得た最新情報を使うことができます。

また、アジアの大気汚染対策においては、日本とUNEPが関わる「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET)」の設立20周年記念式典及び科学と政策に関する対話が開催されました。11月に開催された第23回政府間会合でEANET運営規程の改正が行われ、大気汚染対策協力を広げる体制が整いました^(注5)。汚染の中でも人の健康、特に子どもたちへの被害が一番広く直接的なのが大気汚染です。9月7日の「青空のためのきれいな空気の国際デー」には、世界各国できれいな空気の中で生きる権利を守るために一層の取組の呼



メコン川流域にはプラスチックを含む多くの廃棄物が流れ着く（タイ北部の様子）



2020年以降、新型コロナ予防対策に使用されたとと思われる廃棄物が激増



日本の援助と現地政府の協力で設置されたCCTV監視カメラ。映像はAIを使って分析

びかけが行われました^(注6)。

UNEPの中期戦略（2022年から2025年）は、気候変動、自然喪失、環境汚染という三大危機に立ち向かうことを柱としています。地球環境の危機を回避するには、開発途上国を含めた全ての地域や家庭でそれぞれSDGs達成に取り組み、環境負荷を下げる金融や投資システムを構築し、経済と社会の劇的な進化を促す以外に道はないでしょう。また、「誰ひとり取り残さない」ためにも、多国間環境条約への貢献を続け、若い世代の声をくみ上げる対策やデジタル技術活用の強化が求められています。

(注1) UNEP : United Nations Environment Programme

(注2) プロジェクト公式サイト <https://countermeasure.asia/>（英文のみ）

(注3) 監視カメラを使った調査の詳細は以下を参照
<https://countermeasure.asia/tackling-the-plastic-pandemic-by-closed-circuit-television-monitoring/>（英文のみ）

(注4) 法改正に関するインド政府公式サイトでの発表
<https://pib.gov.in/PressReleaseframePage.aspx?PRID=1745433>（英文及び現地関連語）

(注5) ネットワーク公式サイト <https://www.eanet.asia/>（英文のみ）

(注6) イベント公式サイト <https://cleanairweek.org/>（英文のみ）



(注2)



(注3)



(注4)



(注5)



(注6)

コラム

科学技術を通じた食料システム転換・栄養改善実現への提言
 —STEP Initiative by STI^(注1)(Systems Transformation to Ensure Planetary health) —
 外務大臣次席科学技術顧問 狩野光伸

私は2019年に外務大臣次席科学技術顧問として就任して以降、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問（外務省参与）及び科学技術推進会議の委員と共に外交活動への助言をしてきています。

現在我々は、飢餓・栄養不良、気候変動や環境悪化といった様々な地球規模課題に直面しています。これらの課題解決は一つの国だけでは達成できず、世界が一丸となって取り組む必要があります。2021年も新型コロナウイルス感染症の流行下ではありましたが、第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）、国連食料システムサミットや東京栄養サミット2021などが開催され、これらは喫緊の課題であることが分かります。

9月、科学技術外交推進会議は、飢餓・栄養不良の改善と地球環境に配慮した食料システム転換に資する科学技術・イノベーション（STI）の利活用に関する提言「地球の健康（Planetary health、地球環境と人間の健康の連関）：食料システム転換のための科学技術 ～STEP Initiative by STI (Systems Transformation to Ensure Planetary health)～」を外務省に提出しました。また、日本の強みをいかしたSTIショーケース（事例集）も策定しています。

STEP提言の中で提起されたSTIの利活用は、世界規模で推進されるべきものです。同提言を踏まえ、12月、松本顧問と私は東京栄養サミット2021に際して、各国・地域の科学技術顧問と共に、「人と地球の健康に資する食料システム転換のための科学技術・イノベーションの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP^(注2)）」を発表しました。本共同声明は、各国・地域の外務省・外交機関や政府の科学技術顧問らが、東京栄養サミット2021をきっかけに、(1) 各国政府が行う、全ての人の食料安全保障と栄養、気候変動の緩和と適応、脆弱なコミュニティのニーズに対応する包摂的で衡平な食料システムといった課題解決のための国際協力において関連するSTIの利活用を促すこと、(2) 各国・地域の社会・経済状況にあわせ、伝統的知識の取り込みや在来知の科学化も図りつつ、十分な対話を通じて二国間・多国間科学技術協力を推進すること、(3) 科学技術を活用できる分野横断的な関連人材の育成・交流を推進することを念頭に、今後とも科学的助言活動を行っていくことを表明するものです。また、あらゆるステークホルダー（利害関係者）が人と地球の健康に資する食料システム転換に向けて共に歩みを進めることへの期待も表明しました。

今後、各国において具体的なプロジェクトにつなげていく必要があります。我々の提言や共同声明が、国際協力を進める有益な一助となることを期待しています。



筆者（写真提供：岡山大学）



人と地球の健康に資する食料システム転換のための科学技術・イノベーションの世界的な利活用の促進に係る共同声明（STEPP）

(注1) STI : Science, Technology and Innovation (科学技術・イノベーション)

(注2) STEPP : Promoting Global Utilization of Science, Technology and Innovation for Food Systems Transformation to Ensure the Health of People and the Planet